

東京学芸大学附属幼稚園小金井園舎園則の一部改正について

改正理由：園舎長について実態に則して整理すること及び字句修正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （職員） 第4条 本園に、次の職員を置く。 園長 <u>園舎長</u> 副園長 主幹教諭 教諭 養護教諭 事務職員 2 〔省略〕 （園長等の職務） 第5条 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。 2・3 〔省略〕 4 主幹教諭は、園長、<u>園舎長</u>及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育をつかさどる。 5 〔省略〕 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この園則は、令和7年11月17日から施行し、令和7年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （職員） 第4条 本園に、次の職員を置く。 園長 副園長 主幹教諭 教諭 養護教諭 事務職員 2 〔省略〕 （園長等の職務） 第5条 園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。 2・3 〔省略〕 4 主幹教諭は、園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育をつかさどる。 5 〔省略〕 〔省略〕